

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

給与関係例規の改正について(通知)

下記の給与関係例規の改正について通知します。

記

1 教育委員会規則

- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第10号)
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第11号)
- 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第12号)
- 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第13号)
- 令和元年改正条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則
(埼玉県教育委員会規則第14号)

2 教職員課通知

- 「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について
- 「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について
- 「学校職員の住居手当の運用について」の一部改正について
- 「学校職員の扶養手当の運用について」の一部改正について
- 「学校職員の単身赴任手当の運用について」の一部改正について
- 「学校職員の単身赴任届等の取扱いについて」の一部改正について
- 令和元年改正条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則の運用について

3 人事委員会通知

- 「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について
- 「退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の運用について」の一部改正について

4 規則

- 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県規則第8号)

5 人事課通知

- 「職員の旅費に関する条例等の運用方法等について」

6 その他

時間外勤務手当の手当額算定の基礎となる勤務1時間あたりの給与額の算定方法について

$$\frac{(\text{給料月額}^1 + \text{給料月額}^1 \times 8.3 / 100) \times 12\text{月}}{(52[\text{週}] \times 38.75^2[\text{時間}]) - (\text{年間の休日の日数}^3 \times 7.75^2[\text{時間}])}$$

- 1 給料表に掲げる額に1.01571を乗じた額（1円未満切り捨て）
- 2 再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員については、
38.75時間 → 週当たり勤務時間、
7.75時間 → 週当たり勤務時間 ÷ 5
となります。
- 3 令和2年度は、18日(139.5時間)となります。（令和元年度：170.5時間）

令和2年度における交通用具使用者（併用者を含む。）に係る通勤手当の月額算定方法について

$$2,000\text{円} + (\text{認定距離}[\text{km} \cdot \text{端数切捨}] - 2\text{km}) \times \text{加算額}$$

令和2年度は、590円となります。（令和元年度：630円）

< 規則等の概要 >

施行期日はいずれも令和 2 年 4 月 1 日。

ただし、1 の内、専門職大学に係る改正は規則の公布日から施行。

1 教育委員会規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

ア 専門職大学の設置に伴う、給与決定の際に用いる学歴に関する規定の整備を行うもの。

イ 外国人講師の初任給決定に関する規定の整備等を行うもの。

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

令和 2 年度から学校職員の勤勉手当の成績率が改正されたことに伴う成績率の上限規定の改正等を行うもの。

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当の改正に伴う経過措置に関する届出の特例等について、規定の整備を行うもの。

【参考】住居手当改定の概要

- ・支給対象となる家賃額の下限 12,000円 → 16,000円
- ・手当額の上限 27,000円 → 28,000円

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当の任期として通算する職員（技能職員）に係る規定の整備によるもの。

令和元年改正条例附則第 5 項の規定による住居手当に関する規則

学校職員の住居手当の改正に伴う経過措置に関し、対象となる職員の範囲などの必要な事項を規定するもの。

【参考】住居手当経過措置の概要

今回の改正により、令和 2 年 3 月 31 日現在の住居手当の月額から 2,000円を超えて減額となる場合には、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正前の住居手当の月額から 2,000円を減じた額を住居手当として支給する。

2 教職員課通知

「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う規定の整備によるもの。

「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について

「学校職員の住居手当の運用について」の一部改正について

「学校職員の扶養手当の運用について」の一部改正について

「学校職員の単身赴任手当の運用について」の一部改正について

災害時の届出の特例等について規定するもの。

「学校職員の単身赴任届等の取扱いについて」の一部改正について

市町村立職員に係る単身赴任手当の認定を行う者を教育事務所長から教職員課長へ改正するもの。

令和元年改正条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則の運用について

学校職員の住居手当の改正に伴う経過措置について、関係規則に規定する適用除外職員について規定するもの。

3 人事委員会通知

「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について

地方公務員法の規定による懲戒処分を受けた者等について、それぞれ勤勉手当の成績率から減じる率を改めるもの。

「退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の運用について」の一部改正について

地方公務員法の改正に伴う規定の整備によるもの。

4 規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

常勤職員の給与改定に伴う給料表の改定及び期末手当の任期として通算する職員（技能職員）に係る規定の整備等を行うもの。

5 人事課通知

「職員の旅費に関する条例等の運用方法等について」の一部改正について

臨時的任用職員に対して赴任旅費を支給できるようにするもの。

その他規定の整備。

規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二 教育職給料表(二)級別職務分類表（別表第二）

第二十一条第三項中「別表第一の備考」を「別表第一の備考1」に、「別表第二の備考」を「別表第二の備考1」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例別表第一の備考2及び別表第二の備考2の規定の適用については、これらの規定中「この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）」とあるのは、「この表の額」とする。
別表第一の二級の項職務の欄を次のように改める。

講師（教育委員会が別に定める者に限る。）の職務
主任実習助手の職務
主任寄宿舎指導員の職務

別表第二を次のように改める。

別表第二 教育職給料表(二)級別職務分類表

職務の級	職務
二級	講師（教育委員会が別に定める者に限る。）の職務

別表第九の二短大卒の部1短大三卒の項 中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了」を、同部2短大二卒の項 中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了」を加える。

別表第十二の備考に次のように加える。

三 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

別表第十三の備考中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、公布の日から施行する。

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

新

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

第一条・第二条 (略)

第三条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 教育職給料表(二)級別職務分類表(別表第二)

三・四 (略)

第四条(第二十条 (略)

(降格の場合の号給の決定)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の職務の級三級又は四級から職員を降格させた場合における当該降格後の号給に関しては、条例別表第一の備考1又は別表第二の備考1の規定の適用がないものとして第一項の規定を適用するものとする。この場合において、条例別表第一の備考2及び別表第二の備考2の規定の適用については、これらの規定中「この表の額(その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額)」とあるのは、「この表の額」とする。

第二十二条(第四十条 (略)

別表第一 教育職給料表(一)級別職務分類表

職務の級	職務
二級	講師(教育委員会が別に定める者に限る。)の職務 主任実習助手の職務 主任寄宿舎指導員の職務

新旧対照表

旧

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

第一条・第二条 (略)

第三条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 削除

三・四 (略)

第四条(第二十条 (略)

(降格の場合の号給の決定)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の職務の級三級又は四級から職員を降格させた場合における当該降格後の号給に関しては、条例別表第一の備考又は別表第二の備考の規定の適用がないものとして第一項の規定を適用するものとする。

第二十二条(第四十条 (略)

別表第一 教育職給料表(一)級別職務分類表

職務の級	職務
二級	(新設) 主任実習助手の職務 主任寄宿舎指導員の職務

別表第二 教育職給料表(二)級別職務分類表

職務の級	職務
二級	講師(教育委員会が別に定める者に限る。)の職務

別表第三〓別表第八 (略)

別表第九 学歴免許等資格区分表

学歴免許等の資格の区分	学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分
一 (略)	(略)
二 短大卒	1 短大 三卒 学学校教育法による三年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了 (略)
	2 短大 二卒 学学校教育法による二年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了 (略)
三・四 (略)	3 (略)

備考 (略)

別表第十・別表第十一 (略)

別表第十二 教育職給料表(一)初任給基準表
(表略)

備考

一・二 (略)

三 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における
初任給は、教育委員会が別に定める。

別表第二 削除

別表第三〓別表第八 (略)

別表第九 学歴免許等資格区分表

学歴免許等の資格の区分	学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分
一 (略)	(略)
二 短大卒	1 短大 三卒 学学校教育法による三年制の短期大学の卒業 (略)
	2 短大 二卒 学学校教育法による二年制の短期大学の卒業 (略)
三・四 (略)	3 (略)

備考 (略)

別表第十・別表第十一 (略)

別表第十二 教育職給料表(一)初任給基準表
(表略)

備考

一・二 (略)

(新設)

別表第十三 教育職給料表(二)初任給基準表

(表略)

備考

本表の適用を受ける職員には、教育職給料表(一)初任給基準表の備考第一号から第三号までを準用する。

別表第十四～別表第十九 (略)

別表第十三 教育職給料表(二)初任給基準表

(表略)

備考

本表の適用を受ける職員には、教育職給料表(一)初任給基準表の備考第一号及び第二号を準用する。

別表第十四～別表第十九 (略)

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号へを次のように改める。

へ 技能職員（法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）又は技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員その他教育委員会が定める職員をいう。以下同じ。）

第三条第二号中トを削り、チをトとし、リをチとし、同条第三号イ中「前号リ」を「前号チ」に改める。

第七条第一項中「掲げる期間」の下に「（非常勤の職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、再任用短時間勤務職員並びに短時間勤務職員を除く。）として在職した期間を除く。）」を加え、同項第一号中「チまで」を「トまで」に改め、へを削り、トをへとし、チをトとし、同項第二号イ中「前号チ」を「前号ト」に改める。

第十四条中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

新

旧

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

第一条・第二条 (略)

第一条・第二条 (略)

第三条 条例第十二条の二第一項後段の埼玉県教育委員会規則（以下「教育員会規則」という。）で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員とし、これらの学校職員には、期末手当を支給しない。

第三条 条例第十二条の二第一項後段の埼玉県教育委員会規則（以下「教育員会規則」という。）で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員とし、これらの学校職員には、期末手当を支給しない。

一 (略)

一 (略)

二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（常勤の職員又は法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）その他埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるものに限る。）となつた者

二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（常勤の職員又は法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）その他埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるものに限る。）となつた者

イ ホ (略)

イ ホ (略)

ヘ 技能職員（法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）又は技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員その他教育委員会が定める職員をいう。以下同じ。）

ヘ 技能職員（技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）

(削る。)

ト・チ (略)

ト 教育技能職員（技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（常勤の職員又は再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。）となつた者

三 その退職に引き続き次に掲げる者（常勤の職員又は再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。）となつた者

イ 行政執行法人の職員（前号チに掲げるものを除く。）のうち教育委員会が定めるもの

イ 行政執行法人の職員（前号リに掲げるものを除く。）のうち教育委員会が定めるもの

ロ 二 (略)

ロ 二 (略)

第四条～第六条 (略)

第七条 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間（非常勤の職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、再任用短時間勤務職員並びに短時間勤務職員を除く。）として在職した期間を除く。）を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからトまでに掲げる者が条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 水 (略)

(削る。)

ヘ・ト (略)

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイから二までに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 行政執行法人の職員（前号トに掲げる者を除く。）のうち教育委員会の定めるもの

ロ 二 (略)

2 (略)

第七条の二～第十三条 (略)

(勤勉手当の成績率)

第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、再任用学校職員以外の学校職員にあつては百分の百九十以下（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下この条において「教育四級職員」という。）にあつては、百分の二百三十以下）、再任用学校職員にあつては百分の九十以下（教育四級職員にあつては、百分の百十以下）の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。

第十五条～第十八条 (略)

第四条～第六条 (略)

第七条 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからチまでに掲げる者が条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 水 (略)

ヘ 教育技能職員

ト・チ (略)

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイから二までに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 行政執行法人の職員（前号チに掲げる者を除く。）のうち教育委員会の定めるもの

ロ 二 (略)

2 (略)

第七条の二～第十三条 (略)

(勤勉手当の成績率)

第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、再任用学校職員以外の学校職員にあつては百分の百九十五以下（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下この条において「教育四級職員」という。）にあつては、百分の二百三十五以下）、再任用学校職員にあつては百分の九十以下（教育四級職員にあつては、百分の百十以下）の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。

第十五条～第十八条 (略)

別表第一～別表第三
(略)

別表第一～別表第三
(略)

規 則

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一万二千元」を「一万六千元」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（令和三年四月一日における届出の特例）

第十二条 令和三年三月三十一日において学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第二十四号）附則第五項の規定による住居手当を支給されている学校職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第九条の六第一項各号に該当することとなるものについては、令和二年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る第六条第一項の規定により行われた届出（令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第十四号）第六条において準用する第六条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和三年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新

学校職員の住居手当に関する規則

第一条～第三条 (略)

(権衡職員の範囲)

第四条 条例第九条の六第一項第二号の教育委員会規則で定める学校職員は、学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年埼玉県教育委員会規則第六号。以下この条において「単身赴任手当規則」という。)第六條第二項に該当する学校職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は単身赴任手当規則第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける学校職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号)第二條第一項の規定による派遣から職務に復帰した学校職員又は職員の分限に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十一号)第二條の規定による休職から復職した学校職員にあつては当該復帰又は復職)の直前の住居であつた住宅(市町村が設置する公舎並びに前条に規定する教職員住宅、公舎、職員住宅、職員宿舎及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

第五条～第十一条 (略)

(令和三年四月一日における届出の特例)

第十二条 令和三年三月三十一日において学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

旧

学校職員の住居手当に関する規則

第一条～第三条 (略)

(権衡職員の範囲)

第四条 条例第九条の六第一項第二号の教育委員会規則で定める学校職員は、学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年埼玉県教育委員会規則第六号。以下この条において「単身赴任手当規則」という。)第六條第二項に該当する学校職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員を除く。)で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は単身赴任手当規則第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける学校職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号)第二條第一項の規定による派遣から職務に復帰した学校職員又は職員の分限に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十一号)第二條の規定による休職から復職した学校職員にあつては当該復帰又は復職)の直前の住居であつた住宅(市町村が設置する公舎並びに前条に規定する教職員住宅、公舎、職員住宅、職員宿舎及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。

第五条～第十一条 (略)

(新設)

の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第二十四号）附則第五項の規定による住居手当を支給されている学校職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第九条の六第一項各号に該当することとなるものについては、令和二年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る第六条第一項の規定により行われた届出（令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第 号）第六条において準用する第六条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和三年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

規 則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十三号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第六号を次のように改める。

六 技能職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）又は技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員その他教育委員会が定める職員をいう。）

第六条第三項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

新	旧
会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則 第一条～第五条 (略) (条例第三条第八項の教育委員会規則で定める者) 第六条 (略) 2 (略) 3 前項第二号の職員は、次に掲げる者(会計年度任用職員を除く。)とする。 一～五 (略) 六 技能職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第4号)又は技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第4号)の適用を受ける職員その他教育委員会が定める職員をいう。) (削る。) (削る。) 七 (略) 第七条～第十二条 (略) 別表第一～別表第三 (略)	会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則 第一条～第五条 (略) (条例第三条第八項の教育委員会規則で定める者) 第六条 (略) 2 (略) 3 前項第二号の職員は、次に掲げる者(会計年度任用職員を除く。)とする。 一～五 (略) 六 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第4号)の適用を受ける職員 七 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第4号)の適用を受ける職員 八 技能職員の給与等に関する訓令(平成十二年警察本部訓令第十一号)の適用を受ける職員 九 (略) 第七条～第十二条 (略) 別表第一～別表第三 (略)

規 則

令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十四号

令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則

(適用を受ける学校職員)

第一条 学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(令和元年埼玉県条例第二十四号。以下「改正条例」という。)附則第五項の埼玉県教育委員会規則で定める学校職員は、改正条例第二条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)から令和三年三月一日までの間において学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下この条及び次条において「給与条例」という。)の適用を受けない県費支弁の常勤の職員であつた者から引き続き新たに学校職員となつた者のうち、施行日の前日において改正条例第二条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前給与条例」という。)第九条の六の規定を適用するものとならば支給されることとなる住居手当の月額が二千円を超える学校職員とする。

(適用除外学校職員)

第二条 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

一 施行日の前日において改正前給与条例第九条の六第一項第一号に該当していた学校職員又は同日において同条の規定を適用するものとならば同号に該当することとなる学校職員であつて、次に掲げる学校職員のいずれかに該当するもの

イ 給与条例第九条の六の規定を適用するものとならば新たに同条第一項第二号に該当することとなる学校職員

ロ 改正前給与条例第九条の六の規定を適用するものとならば同条第一項第一号に該当しないこととなる学校職員

二 施行日の前日において改正前給与条例第九条の六第一項各号のいずれにも該当していた学校職員又は同日において同条の規定を適用するものとならば同項各号のいずれにも該当することとなる学校職員であつて、同条の規定を適用するものとならば同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる学校職員

三 改正条例附則第五項に規定する旧手当額が二千円以下となる学校職員

四 前各号に掲げる学校職員に準ずる学校職員として埼玉県教育委員会（次条及び第七条において「教育委員会」という。）が定める学校職員

（家賃の月額に変更があつた場合の旧手当額）

第三条 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第九条の六第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第五項の規定による住居手当の月額又は当該変更前に同項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる住居手当の月額の算出の基礎となつた家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第三号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額

三 施行日の前日において改正前給与条例第九条の六第一項各号のいずれにも該当していた場合又は同日において同条の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当することとなる場合 教育委員会が定める額

（確認及び決定）

第四条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、施行日の前日に改正前給与条例第九条の六の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和二年三月二日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号。次条及び第六条において「住居手当規則」という。）第七条第二項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた学校職員が改正条例附則第五項の学校職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第五条 改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給は、学校職員が新たに同項の学校職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、学校職員が同項の学校職員たる要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和三年三月のいずれか早い月をもって終わる。ただし、次条において準用する住居手当規則第六条第一項前段の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされた場合における当該住居手当の支給の開始については、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月

の初日であるときは、その日の属する月）から行つものとする。

（住居手当規則の準用）

第六条 住居手当規則第六条から第十条まで（第九条第一項を除く。）の規定は、改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、住居手当規則第六条第一項中「新たに条例第九条の六第一項」とあるのは「令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第十四号）第一条に規定する学校職員であつて、新たに学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第二十四号）附則第五項」と、住居手当規則第七条第二項中「前項」とあるのは「令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則第四条又は前項」と、住居手当規則第九条第二項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

教 職 第 1 3 6 6 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
（公印省略）

「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」の
一部改正について（通知）

「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」（昭和 3 9 年
3 月 1 6 日付け 3 9 教学発第 2 4 5 号）の一部を下記のとおり改正し
たので、令和 2 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 2 2 項を第 2 3 項とし、第 1 5 項から第 2 1 項までを 1 項ずつ繰
り下げる。

第 1 4 項中「規則第 7 条第 1 項第 1 号チ」を「規則第 7 条第 1 項第
1 号ト」に改め、同項を第 1 5 項とし、第 1 3 項を第 1 4 項とし、第
6 項から第 1 2 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

第 5 項中「規則第 3 条第 2 号リ」を「規則第 3 条第 2 号チ」に改め、
同項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 規則第 3 条第 2 号への埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」と
いう。）の定める職員は、技能職員の給与等に関する訓令（平成 1
2 年警察本部訓令第 1 1 号）の適用を受ける職員とする。

新旧対照表

○ 学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について（通知）

（下線部分は、改正部分）

新	旧
学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について 1～4 （略） <u>5 規則第3条第2号への埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める職員は、技能職員の給与等に関する訓令（平成12年警察本部訓令第11号）の適用を受ける職員とする。</u> <u>6 規則第3条第2号チ</u>の教育委員会の定めるものは、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）のうち、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、条例の適用を受ける学校職員としての在職期間を当該行政執行法人の職員としての在職期間に通算することとしている行政執行法人の職員（次項の職員を除く。）とする。 <u>7～14 （略）</u> <u>15 規則第7条第1項第1号ト</u>（規則第13条第1項において準用する場合を含む。）の教育委員会が定めるものは、行政執行法人のうち、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、当該行政執行法人の職員が条例の適用を受ける学校職員となつた場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）を支給しないこととしている行政執行法人の職員（次項の職員を除く。）とする。 <u>16～23 （略）</u>	学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について 1～4 （略） <u>（新設）</u> <u>5 規則第3条第2号リ</u>の教育委員会の定めるものは、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）のうち、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、条例の適用を受ける学校職員としての在職期間を当該行政執行法人の職員としての在職期間に通算することとしている行政執行法人の職員（次項の職員を除く。）とする。 <u>6～13 （略）</u> <u>14 規則第7条第1項第1号チ</u>（規則第13条第1項において準用する場合を含む。）の教育委員会が定めるものは、行政執行法人のうち、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、当該行政執行法人の職員が条例の適用を受ける学校職員となつた場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）を支給しないこととしている行政執行法人の職員（次項の職員を除く。）とする。 <u>15～22 （略）</u>

教 職 第 1 3 6 7 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
（公印省略）

「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について（通知）

「学校職員の通勤手当の運用について」（昭和 4 8 年 4 月 1 6 日付け教学二第 1 5 号）の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 2 条関係第 2 項第 2 号中「財団法人日本デジタル道路地図協会」を「一般財団法人日本デジタル道路地図協会」に改める。

第 8 条関係第 2 項を削り、第 1 項の項番号を削る。

第 1 2 条関係第 2 項中「この条の第 1 項の」を「この条の第 1 項ただし書（この条の第 2 項において準用する場合を含む。）の「15 日」の期間及び」に改め、「扶養手当における取扱い（」を削り、「条例第 9 条及び規則第 3 条関係第 2 項）」を「条例第 9 条及び規則第 3 条関係第 2 項及び第 3 項の規定」に改める。

新旧対照表

○ 学校職員の通勤手当の運用について（通知）

（下線部分は改正部分）

新	旧
第 2 条関係 1 （略） 2 この条の第 3 号の「経路の長さ」の測定に当たっては、次に掲げる方法のいずれかにより行うことができるものとする。ただし、この測定は、実測に優先するものと解してはならない。 （１）（略） （２）<u>一般財団法人日本デジタル道路地図協会の地図データベースに基づく電子地図（縮尺 5 万分の 1 以上のものに限る。）</u>について、道路上の 2 点間距離を経路に沿って正確に測定できるソフトウェアを用いて測定する方法 第 3 条関係～第 7 条関係 （略） 第 8 条関係 この条の第 1 項第 2 号の「交替制勤務に従事する職員等」とは、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 2 1 回である職員と異なる職員及び兼任により 2 以上の勤務学校に通勤している職員をいい、これらの職員の平均 1 箇月当たりの通勤所要回数は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を 1 2 で除して得た数とする。この場合において 1 位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。 <u>（削る。）</u> 第 8 条の 2 関係～第 1 1 条の 2 関係 （略） 第 1 2 条関係 1 （略）	第 2 条関係 1 （略） 2 この条の第 3 号の「経路の長さ」の測定に当たっては、次に掲げる方法のいずれかにより行うことができるものとする。ただし、この測定は、実測に優先するものと解してはならない。 （１）（略） （２）<u>財団法人日本デジタル道路地図協会の地図データベースに基づく電子地図（縮尺 5 万分の 1 以上のものに限る。）</u>について、道路上の 2 点間距離を経路に沿って正確に測定できるソフトウェアを用いて測定する方法 第 3 条関係～第 7 条関係 （略） 第 8 条関係 <u>1 この条の第 1 項第 2 号の「交替制勤務に従事する職員等」とは、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 2 1 回である職員と異なる職員及び兼任により 2 以上の勤務学校に通勤している職員をいい、これらの職員の平均 1 箇月当たりの通勤所要回数は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を 1 2 で除して得た数とする。この場合において 1 位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。</u> <u>2 下総利根大橋を利用する職員の運賃等相当額の算出においては、その使用する自動車等の区分に応じてそれぞれの利用料金（自動車にあつては、小型乗用自動車の利用料金を限度とする。）を基礎として、この条の第 1 項第 2 号の規定を適用するものとする。</u> 第 8 条の 2 関係～第 1 1 条の 2 関係 （略） 第 1 2 条関係 1 （略）

新	旧
2 <u>この条の第1項ただし書（この条の第2項において準用する場合を含む。）の「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、学校職員の扶養手当の運用について（昭和61年6月6日付け教高第450号）条例第9条及び規則第3条関係第2項及び第3項の規定の例によるものとする。</u> 3～6 （略） 第12条の2関係～第15条関係 （略） 別紙 （略）	2 <u>この条の第1項の「届出を受理した日」の取扱いについては、<u>扶養手当における取扱い</u>（学校職員の扶養手当の運用について（昭和61年6月6日付け教高第450号）<u>条例第9条及び規則第3条関係第2項</u>）の例によるものとする。</u> 3～6 （略） 第12条の2関係～第15条関係 （略） 別紙 （略）

教 職 第 1 3 6 8 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
（公印省略）

「学校職員の住居手当の運用について」の一部改正について（通知）

「学校職員の住居手当の運用について」（昭和 5 0 年 1 月 7 日付け
教学二第 4 3 7 号）の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 4
月 1 日以降は、これによってください。

記

規則第 9 条関係第 2 項中「第 1 項の」を「第 1 項ただし書（第 2 項
において準用する場合を含む。）の「15 日」の期間及び」に改め、「扶
養手当における取扱い（」を削り、「条例第 9 条及び規則第 3 条関係第
2 項）」を「条例第 9 条及び規則第 3 条関係第 2 項及び第 3 項の規定」
に改める。

新旧対照表

○ 学校職員の住居手当の運用について（通知）

（下線部分は、改正部分）

新	旧
条例第 9 条の 6 関係～規則第 8 条関係 （略） 規則第 9 条関係 1 （略） 2 <u>第 1 項ただし書（第 2 項において準用する場合を含む。）の「15 日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、学校職員の扶養手当の運用について（昭和 61 年 6 月 6 日付け教高第 450 号）</u><u>条例第 9 条及び規則第 3 条関係第 2 項及び第 3 項の規定の例によるものとする。</u> 規則第 11 条関係 （略） 別紙第 1・別紙第 2 （略）	条例第 9 条の 6 関係～規則第 8 条関係 （略） 規則第 9 条関係 1 （略） 2 <u>第 1 項の「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当における取扱い（学校職員の扶養手当の運用について（昭和 61 年 6 月 6 日付け教高第 450 号）</u><u>条例第 9 条及び規則第 3 条関係第 2 項）の例によるものとする。</u> 規則第 11 条関係 （略） 別紙第 1・別紙第 2 （略）

教 職 第 1 3 6 9 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
（公印省略）

「学校職員の扶養手当の運用について」の一部改正について（通知）

「学校職員の扶養手当の運用について」（昭和 6 1 年 6 月 6 日付け
教高第 4 5 0 号）の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 4 月
1 日以降は、これによってください。

記

条例第 9 条及び規則第 3 条関係第 1 項中「同条第 3 項」を「同条第 3 項第 7 号」に改め、同関係第 2 項中「条例第 9 条第 2 項」の次に「ただし書」を加え、同関係中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 2 項として次の 1 項を加える。

- 2 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が条例第 9 条第 1 項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、同条第 2 項ただし書（同条第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の「15 日」の期間に含まれないものとする。

新旧対照表

○ 学校職員の扶養手当の運用について（通知）

（下線部分は、改正部分）

新	旧
条例第 8 条関係及び規則第 2 条関係 （略） 条例第 9 条及び規則第 3 条関係 1 条例第 9 条第 1 項第 2 号の「満 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合」及び<u>同条第 3 項第 7 号の「特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となつた場合」</u>については、扶養手当認定簿に記載され、又は規則第 3 条第 2 項の総務事務システム（以下「総務事務システム」という。）に記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、条例第 9 条第 2 項又は第 3 項の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載し、又は総務事務システムに記録するものとする。 <u>2 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が条例第 9 条第 1 項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、同条第 2 項ただし書（同条第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の「15 日」の期間に含まれないものとする。</u> <u>3</u> 条例第 9 条第 2 項<u>ただし書</u>の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあつては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。	条例第 8 条関係及び規則第 2 条関係 （略） 条例第 9 条及び規則第 3 条関係 1 条例第 9 条第 1 項第 2 号の「満 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合」及び<u>同条第 3 項の「特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となつた場合」</u>については、扶養手当認定簿に記載され、又は規則第 3 条第 2 項の総務事務システム（以下「総務事務システム」という。）に記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、条例第 9 条第 2 項又は第 3 項の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載し、又は総務事務システムに記録するものとする。 <u>（新設）</u> <u>2</u> 条例第 9 条第 2 項の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあつては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

4 規則第3条第2項の「総務事務システム」は、総務事務センター所長が所管する情報システムに限るものとする。

規則第4条関係・規則第6条関係 （略）

3 規則第3条第2項の「総務事務システム」は、総務事務センター所長が所管する情報システムに限るものとする。

規則第4条関係・規則第6条関係 （略）

教 職 第 1 3 2 9 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各 県 立 学 校 長
関 係 課 所 館 長

} 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

「学校職員の単身赴任届等の取扱いについて」の一部改正
について（通知）

「学校職員の単身赴任届等の取扱いについて」（平成2年3月31日付け教職第629号）の一部を下記のとおり改正したので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

第2 認定第2項中「埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和56年埼玉県教育委員会教育長訓令第5号）に基づき、所轄の教育事務所長」を「教職員課長」に改める。

第3 単身赴任届及び単身赴任手当認定簿中「平成2年3月31日付け教職第628号」を「平成15年3月31日付け教職第682号」に改める。

第4 確認及び決定に係る協議中「確認」を「県立学校職員及び教育局等職員に係る確認」に改める。

新旧対照表

○学校職員の単身赴任届等の取扱いについて（通知）

（下線部分は、改正部分）

新	旧
学校職員の単身赴任届等の取扱いについて 記 第 1 （略） 第 2 認定 1 （略） 2 市町村立学校職員に係る認定は、<u>教職員課長</u>が行う。 第 3 単身赴任届及び単身赴任手当認定簿 県立学校に勤務する職員のうち、職員の給与に関する条例の適用を受ける者の単身赴任届及び単身赴任手当認定簿の様式は、<u>平成 1 5 年 3 月 3 1 日付け教職第 6 8 2 号</u>による別紙第 1 及び別紙第 2 を使用するものとする。 第 4 確認及び決定に係る協議 <u>県立学校職員及び教育局等職員</u>に係る確認及び決定に当たっては、当分の間、教職員課長と協議のうえ行うものとする。	学校職員の単身赴任届等の取扱いについて 記 第 1 （略） 第 2 認定 1 （略） 2 市町村立学校職員に係る認定は、<u>埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和 5 6 年埼玉県教育委員会教育長訓令第 5 号）に基づき、所轄の教育事務所長</u>が行う。 第 3 単身赴任届及び単身赴任手当認定簿 県立学校に勤務する職員のうち、職員の給与に関する条例の適用を受ける者の単身赴任届及び単身赴任手当認定簿の様式は、<u>平成 2 年 3 月 3 1 日付け教職第 6 2 8 号</u>による別紙第 1 及び別紙第 2 を使用するものとする。 第 4 確認及び決定に係る協議 確認及び決定に当たっては、当分の間、教職員課長と協議のうえ行うものとする。

教 職 第 1 3 7 0 号

令 和 2 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
（公印省略）

「学校職員の単身赴任手当の運用について」の一部改正について（通知）

「学校職員の単身赴任手当の運用について」（平成15年3月31日付け教職第682号）の一部を下記のとおり改正したので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

規則第10条関係第3項中「規則第10条第1項の」を「規則第10条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の「15日」の期間及び」に改め、「扶養手当における取扱い（」を削り、「条例第9条及び規則第3条関係第2項）」を「条例第9条及び規則第3条関係第2項及び第3項の規定」に改める。

新旧対照表

○ 学校職員の単身赴任手当の運用について（通知）

（下線部分は改正部分）

新	旧
条例第 9 条の 7 関係～規則第 9 条関係 （略） 規則第 1 0 条関係 1・2 （略） 3 <u>規則第 1 0 条第 1 項ただし書（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の「15 日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱い</u>については、学校職員の扶養手当の運用について（昭和 6 1 年 6 月 6 日付け教高第 4 5 0 号）<u>条例第 9 条及び規則第 3 条関係第 2 項及び第 3 項の規定の例によるものとする。</u> 規則第 1 3 条関係 （略） 別紙第 1・別紙第 2 （略）	条例第 9 条の 7 関係～規則第 9 条関係 （略） 規則第 1 0 条関係 1・2 （略） 3 <u>規則第 1 0 条第 1 項の「届出を受理した日」の取扱い</u>については、<u>扶養手当における取扱い</u>（学校職員の扶養手当の運用について（昭和 6 1 年 6 月 6 日付け教高第 4 5 0 号）<u>条例第 9 条及び規則第 3 条関係第 2 項</u>）の例によるものとする。 規則第 1 3 条関係 （略） 別紙第 1・別紙第 2 （略）

教 職 第 1 3 7 1 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
（公印省略）

令和元年改正条例附則第 5 項の規定による住居手当に関する
規則の運用について（通知）

令和元年改正条例附則第 5 項の規定による住居手当に関する規則
（令和 2 年埼玉県教育委員会規則第 1 4 号）の運用について下記のと
おり定めたので、令和 2 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

規則第 2 条第 4 号の「埼玉県教育委員会（次条及び第 7 条において
「教育委員会」という。）が定める職員」は、次に掲げる学校職員と
する。

- 1 令和 2 年 3 月 1 日において学校職員の給与に関する条例及び義務
教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の
一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第 2 4 号。以下「改正条
例」という。）第 2 条の規定による改正前の学校職員の給与に関す
る条例（昭和 2 7 年埼玉県条例第 3 3 号。以下「改正前給与条例」
という。）第 9 条の 6 第 1 項第 1 号に該当していた学校職員又は同
日において同条の規定を適用するとしたならば同号に該当すること
となる学校職員であって、同月 2 日から同月 3 1 日までの間に次に
掲げる学校職員のいずれかに該当したもの

- （ 1 ）改正条例第 2 条の規定による改正後の学校職員の給与に関す
る条例第 9 条の 6 の規定を適用したとしたならば新たに同条第
1 項第 2 号に該当することとなった学校職員

(2) 改正前給与条例第 9 条の 6 第 1 項第 1 号に該当しないこととなった学校職員又は同条の規定を適用するとしたならば同号に該当しないこととなる学校職員

- 2 令和 2 年 3 月 1 日において改正前給与条例第 9 条の 6 第 1 項各号のいずれにも該当していた学校職員又は同日において同条の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当することとなる学校職員であって、同月 2 日から同月 3 1 日までの間に同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなったもの
- 3 令和 2 年 3 月 2 日から同月 3 1 日までの間に改正前給与条例第 9 条の 6 の規定による住居手当又は同条の規定を適用するとしたならば支給されることとなる住居手当に係る家賃の月額に変更があった学校職員であって、当該変更後の家賃の月額を基礎として同条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額が 2 , 0 0 0 円以下となったもの

人 委 第 7 7 8 - 5 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各任命権者 様

埼玉県人事委員会委員長

「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について(通知)

「勤勉手当の成績率の運用について」(平成14年3月29日付け人委第1199号)の一部を下記のとおり改正したので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

第1項(1)イ中「100分の45」を「100分の50」に改め、同項(1)ロ中「100分の35」を「100分の40」に改め、同項(1)ハ及びニ中「100分の25」を「100分の30」に改め、同項(2)イ中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項(2)ロ中「100分の50」を「100分の55」に改め、同項(2)ハ及びニ中「100分の30」を「100分の35」に改める。

新旧対照表

○勤勉手当の成績率の運用について(通知)

(下線部分は、改正部分)

新	旧
基準日以前6箇月以内の期間において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分を受けた職員及び訓告その他の矯正措置を受けた職員の成績率は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる割合を基本として決定するものとする。 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 （1）特定幹部職員以外の職員 イ 停職の処分を受けた職員 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の50</u>を減じた割合 ロ 減給の処分を受けた職員（イに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の40</u>を減じた割合 ハ 戒告の処分を受けた職員（イ及びロに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の30</u>を減じた割合 ニ 訓告その他の矯正措置を受けた職員（イからハまでに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の30</u>未満を減じた割合 （2）特定幹部職員 イ 停職の処分を受けた職員 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の75</u>を減じた割合 ロ 減給の処分を受けた職員（イに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の55</u>を減じた割合 ハ 戒告の処分を受けた職員（イ及びロに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の35</u>を減じ	基準日以前6箇月以内の期間において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分を受けた職員及び訓告その他の矯正措置を受けた職員の成績率は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる割合を基本として決定するものとする。 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 （1）特定幹部職員以外の職員 イ 停職の処分を受けた職員 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の45</u>を減じた割合 ロ 減給の処分を受けた職員（イに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の35</u>を減じた割合 ハ 戒告の処分を受けた職員（イ及びロに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の25</u>を減じた割合 ニ 訓告その他の矯正措置を受けた職員（イからハまでに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の25</u>未満を減じた割合 （2）特定幹部職員 イ 停職の処分を受けた職員 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の70</u>を減じた割合 ロ 減給の処分を受けた職員（イに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の50</u>を減じた割合 ハ 戒告の処分を受けた職員（イ及びロに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の30</u>を減じ

新	旧
た割合 ニ 訓告その他の矯正措置を受けた職員（イからハまでに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から <u>1 0 0 分の 3 5</u> 未満を減じた割合 2（略）	た割合 ニ 訓告その他の矯正措置を受けた職員（イからハまでに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から <u>1 0 0 分の 3 0</u> 未満を減じた割合 2（略）

人 委 第 7 7 8 - 6 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各任命権者 様

埼玉県人事委員会委員長

「退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の運用について」の一部改正について（通知）

「退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の運用について」（平成18年3月30日付け人委第747-13号）の一部を下記のとおり改正したので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

第6項第7号中「第22条第2項」を「第22条の3第1項」に改める。

新旧対照表

○退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の運用について（通知）

（下線部分は、改正部分）

新	旧
1～5 （略） 6 規則別表イの表第6号区分の項各号に規定する人事委員会の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1)～(6) （略） (7) 規則別表イの表第6号区分の項第9号に規定する人事委員会の定めるもの 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、大学4卒相当の経験年数（学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「学校職員初任給規則」という。）に規定する級別資格基準表の適用に係る学校職員の経験年数（学校職員初任給規則第7条の規定に基づき経験年数の調整を受ける学校職員にあっては、同条の規定による調整前の経験年数）をいう。以下同じ。）が27年（その職員であった期間中、勤務成績が良好であった者に限る）を超えていたもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の3第1項</u>、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号に規定する臨時的任用に係る学校職員（以下「臨時的任用学校職員」という。）並びに同項第1号の規定により任期を定めて採用された学校職員（以下「育児休業任期付学校職員」という。）を除く） (8)～(9) （略） 7～16 （略）	1～5 （略） 6 規則別表イの表第6号区分の項各号に規定する人事委員会の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1)～(6) （略） (7) 規則別表イの表第6号区分の項第9号に規定する人事委員会の定めるもの 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、大学4卒相当の経験年数（学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「学校職員初任給規則」という。）に規定する級別資格基準表の適用に係る学校職員の経験年数（学校職員初任給規則第7条の規定に基づき経験年数の調整を受ける学校職員にあっては、同条の規定による調整前の経験年数）をいう。以下同じ。）が27年（その職員であった期間中、勤務成績が良好であった者に限る）を超えていたもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第2項</u>、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号に規定する臨時的任用に係る学校職員（以下「臨時的任用学校職員」という。）並びに同項第1号の規定により任期を定めて採用された学校職員（以下「育児休業任期付学校職員」という。）を除く） (8)～(9) （略） 7～16 （略）

規 則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第六号を次のように改める。

六 技能職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の適用を受ける職員、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員その他知事が定める職員をいう。）

第十条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第十一条第二項中「退職し、又は失職した」を「退職した」に改める。

第十二条第一項中「、若しくは失職し」を削る。

第十四条第一号中「二万五千七百五十円」を「二万三千七百八十円」に改め、同条第二号中「一万四十円」を「九千二百七十円」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3 退職した第二号会計年度任用職員に対する退職手当の額を計算する場合における給料の額は、前二項の規定にかかわらず、知事が別に定める額とする。

附則第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成三十二年六月三十日」を「令和二年六月三十日」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係）

医療職報酬等基準額表

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管理栄養士を除く。） 衛生検査技師	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
1	円 247,354	円 206,458	円 184,127	円 203,201	円 213,101	円 194,514	円 201,827
2			186,057	204,725		196,342	203,757
3			187,986	206,248		197,865	205,686
4			189,815	207,772		199,795	207,515
5			191,643	209,397		201,827	209,343
6			193,573	210,717		203,757	211,273
7			195,401	212,241		205,686	213,101
8			196,925	215,158		207,515	
9			198,448			209,343	
10			199,972			211,273	
11			201,597			213,101	
12			202,917				
13			204,441				
14			206,458				

別表第 1（第 2 条関係）

医療職報酬等基準額表

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
1	円 438,300

別表第 4（第 2 条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	152,965	191,664
2	154,083	193,391
3	155,200	195,219
4	156,317	196,946
5	157,333	198,571
6	158,755	199,993
7	160,075	201,516
8	161,396	203,040
9	162,615	204,360
10	164,138	205,681
11	165,662	206,900
12	167,287	208,220
13	168,506	209,540
14	170,029	210,861
15	171,553	212,181
16	173,076	213,502
17	174,397	214,619
18	177,139	215,939

別表第 3（第 2 条関係）

医療職報酬等基準額表

職種	保健師	看護師 （外来業務以外の業務に従事するもの）	看護師 （外来業務に従事するもの）	准看護師 （外来業務以外の業務に従事するもの）	准看護師 （外来業務に従事するもの）
号給	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
1	219,395	216,052	206,902	183,886	176,236
2	220,817	218,389	209,239		
3	222,239	220,725	211,575		
4	223,458	222,959	213,809		
5	224,880	225,295	216,145		
6	226,302				
7	227,826				

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

別表第 5（第 5 条、第 1 6 条関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,700
2	11,400
3	17,100
4	22,800

19	179,780	217,260
20	182,421	218,580
21	185,062	219,698
22	186,789	220,815
23	188,414	221,831
24	190,140	222,948
25	191,664	224,065

改 正 案	現 行
会計年度任用職員の報酬等に関する規則 注 この規則は、平成三十二年四月一日から施行される。	会計年度任用職員の報酬等に関する規則 注 この規則は、平成三十二年四月一日から施行される。
第一条（略）	第一条（略）
（条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者） 第十条 条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。	（条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者） 第十条 条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
一（略）	一（略）
2 （略）	2 （略）
3 前項第二号の職員は、次に掲げる者（会計年度任用職員を除く。）とする。	3 前項第二号の職員は、次に掲げる者（会計年度任用職員を除く。）とする。
一（略）	一（略）
六 技能職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な業務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第4号）の適用を受ける職員、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第4号）の適用を受ける職員その他知事が定める職員をいう。）	六 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第4号）の適用を受ける職員
（削除）	七 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第4号）の適用を受ける職員
七 特別職の職員（地方公務員法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員（臨時又は非常勤の者を除く。））	八 特別職の職員（地方公務員法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員（臨時又は非常勤の者を除く。））
（期末手当の在職期間の特例） 第十一条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。	（期末手当の在職期間の特例） 第十一条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。
2 基準日前一月以内において退職した前条第三項各号に掲げる職員の当該職員としての在職期間は、会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間に算入しない。 （期末手当基礎額）	2 基準日前一月以内において退職し、又は失職した前条第三項各号に掲げる職員の当該職員としての在職期間は、会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間に算入しない。 （期末手当基礎額）

改正案

第十二条 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した第一号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2・3 （略）

第十三条 （略）

（条例第三条の規則で定める者及びその者に対する報酬の基本額）
第十四条 条例第三条の規則で定める者及びこれに対する報酬の基本額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二に規定するスクールカウンセラー 月額 **二万三千七百八十円**
- 二 学校教育法施行規則第六十五条の三に規定するスクールソーシャルワーカー 月額 **九千二百七十円**

第十五条 （略）

（給料の額）

第十六条 条例第六条第二項の第二号会計年度任用職員の給料の額は、報酬等基準額とする。

2 第五条第三項の規定は、行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第二号会計年度任用職員の給料の額について準用する。

3 **退職した第二号会計年度任用職員に対する退職手当の額を計算する場合における給料の額は、前二項の規定にかかわらず、知事が別に定める額とする。**

第十七条 （略）

附則

（施行期日）

1 この規則は、**令和二年四月一日**から施行する。

（経過措置）

2 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける会計年度任用職員に対する第

現行

第十二条 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、**若しくは失職し**、又は死亡した第一号会計年度任用職員にあつては、退職し、**若しくは失職し**、又は死亡した日をいう。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2・3 （略）

第十三条 （略）

（条例第三条の規則で定める者及びその者に対する報酬の基本額）
第十四条 条例第三条の規則で定める者及びこれに対する報酬の基本額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二に規定するスクールカウンセラー 月額 **二万五千七百五十円**
- 二 学校教育法施行規則第六十五条の三に規定するスクールソーシャルワーカー 月額 **一万四十円**

第十五条 （略）

（給料の額）

第十六条 条例第六条第二項の第二号会計年度任用職員の給料の額は、報酬等基準額とする。

2 第五条第三項の規定は、行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第二号会計年度任用職員の給料の額について準用する。
（新設）

第十七条 （略）

附則

（施行期日）

1 この規則は、**平成三十二年四月一日**から施行する。

（経過措置）

2 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける会計年度任用職員に対する第

四条第一項の規定の適用については、同項中「一号給」とあるのは、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間にあつては「十九号給」と、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間にあつては「十三号給」と、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間にあつては「七号給」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 条例附則第二条第一項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職していた者 特定期間において受けていた報酬の月額

二 前号に掲げる者以外の者 特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬月額に相当する額（その額が特定期間において受けていた報酬の月額を超える場合には、特定期間において受けていた報酬の月額）

4 次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に定める額を報酬として支給する。

一 特定期間に月額により報酬を受け、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合には、その相当する額

二 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合には、その相当する額

三 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日

四条第一項の規定の適用については、同項中「一号給」とあるのは、平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては「十九号給」と、平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間にあつては「十三号給」と、平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間にあつては「七号給」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 条例附則第二条第一項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職していた者 特定期間において受けていた報酬の月額

二 前号に掲げる者以外の者 特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬月額に相当する額（その額が特定期間において受けていた報酬の月額を超える場合には、特定期間において受けていた報酬の月額）

4 次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に定める額を報酬として支給する。

一 特定期間に月額により報酬を受け、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から平成三十二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合には、その相当する額

二 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から平成三十二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合には、その相当する額

三 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から平成三十二年六月三

改正案		現行																
までの間に日額により報酬を受けることとなった者　その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものである場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合においては、その相当する額		十日までの間に日額により報酬を受けることとなった者　その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものである場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合においては、その相当する額																
別表第 1（第 2 条関係） 医療職報酬等基準額表		別表第 1（第 2 条関係） 医療職報酬等基準額表																
<table><tr><th rowspan="2">職種 号給</th><th colspan="2">医師及び歯科医師</th></tr><tr><th>月額</th><th>円</th></tr><tr><td>1</td><td></td><td>438,300</td></tr></table>		職種 号給	医師及び歯科医師		月額	円	1		438,300	<table><tr><th rowspan="2">職種 号給</th><th colspan="2">医師及び歯科医師</th></tr><tr><th>月額</th><th>円</th></tr><tr><td>1</td><td></td><td>434,300</td></tr></table>	職種 号給	医師及び歯科医師		月額	円	1		434,300
職種 号給	医師及び歯科医師																	
	月額	円																
1		438,300																
職種 号給	医師及び歯科医師																	
	月額	円																
1		434,300																

別表第 2（第 2 条関係）

医療職報酬等基準額表

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管理栄養士を除く。） 衛生検査技師	診療放射線 技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円
1	247,354	206,458	184,127	203,201	213,101	194,514	201,827
2			186,057	204,725		196,342	203,757
3			187,986	206,248		197,865	205,686
4			189,815	207,772		199,795	207,515
5			191,643	209,397		201,827	209,343
6			193,573	210,717		203,757	211,273
7			195,401	212,241		205,686	213,101
8			196,925	215,158		207,515	
9			198,448			209,343	
10			199,972			211,273	
11			201,597			213,101	
12			202,917				
13			204,441				
14			206,458				

別表第 2（第 2 条関係）

医療職報酬等基準額表

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管理栄養士を除く。） 衛生検査技師	診療放射線 技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円	月額 円
1	241,500	201,750	179,550	198,500	207,700	189,200	196,400
2			181,450	200,000		191,000	198,300
3			183,350	201,500		192,500	200,200
4			185,250	203,000		194,400	202,100
5			187,050	204,600		196,400	203,900
6			188,950	205,900		198,300	205,800
7			190,850	207,400		200,200	207,700
8			192,350	210,300		202,100	
9			193,850			203,900	
10			195,350			205,800	
11			196,950			207,700	
12			198,250				
13			199,750				
14			201,750				

別表第 3（第 2 条関係）

医療職報酬等基準額表

職種	保健師	看護師 （外来業務以外 の業務に従事 するもの）	看護師 （外来業務に 従事するもの）	准看護師 （外来業務以外 の業務に従事 するもの）	准看護師 （外来業務に 従事するもの）
	号給	月額	月額	月額	月額
1	円	円	円	円	円
2	219,395	216,052	206,902	183,886	176,236
3	220,817	218,389	209,239		
4	222,239	220,725	211,575		
5	223,458	222,959	213,809		
6	224,880	225,295	216,145		
7	226,302				
7	227,826				

別表第 3（第 2 条関係）

医療職報酬等基準額表

職種	保健師	看護師 （外来業務以外 の業務に従事 するもの）	看護師 （外来業務に 従事するもの）	准看護師 （外来業務以外 の業務に従事 するもの）	准看護師 （外来業務に 従事するもの）
	号給	月額	月額	月額	月額
1	円	円	円	円	円
2	214,200	210,600	201,750	178,600	171,250
3	215,600	212,900	204,050		
4	217,000	215,200	206,350		
5	218,200	217,500	208,650		
6	219,600	219,900	211,050		
7	221,000				
7	222,500				

別表第 4（第 2 条関係）

別表第 4（第 2 条関係）

行政事務報酬等基準額表

行政事務報酬等基準額表

職 種		前記以外の職	
		標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額	月額
1	円 152,965	円 191,664	円 187,200
2	154,083	193,391	188,900
3	155,200	195,219	190,700
4	156,317	196,946	192,400
5	157,333	198,571	194,000
6	158,755	199,993	195,400
7	160,075	201,516	196,900
8	161,396	203,040	198,400
9	162,615	204,360	199,700
10	164,138	205,681	201,000
11	165,662	206,900	202,200
12	167,287	208,220	203,500
13	168,506	209,540	204,800
14	170,029	210,861	206,100
15	171,553	212,181	207,400
16	173,076	213,502	208,700
17	174,397	214,619	209,800
18	177,139	215,939	211,100

職 種		前記以外の職	
		標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額	月額
1	円 148,600	円 187,200	円 187,200
2	149,700	188,900	188,900
3	150,800	190,700	190,700
4	151,900	192,400	192,400
5	153,000	194,000	194,000
6	154,400	195,400	195,400
7	155,700	196,900	196,900
8	157,000	198,400	198,400
9	158,300	199,700	199,700
10	159,800	201,000	201,000
11	161,300	202,200	202,200
12	162,900	203,500	203,500
13	164,200	204,800	204,800
14	165,700	206,100	206,100
15	167,200	207,400	207,400
16	168,700	208,700	208,700
17	170,100	209,800	209,800
18	172,800	211,100	211,100

改正案		現行	
19	179,780	217,260	
20	182,421	218,580	
21	185,062	219,698	
22	186,789	220,815	
23	188,414	221,831	
24	190,140	222,948	
25	191,664	224,065	

別表第 5（第 5 条、第 1 6 条関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,700
2	11,400
3	17,100
4	22,800

19	175,400	212,400
20	178,000	213,700
21	180,700	214,800
22	182,400	215,900
23	184,000	216,900
24	185,700	218,000
25	187,200	219,100

別表第 5（第 5 条、第 1 6 条関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,500
2	11,000
3	16,500
4	22,000

人 第 1 1 9 6 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

本庁各課（所）長 }
各地域機関の長 } 様

人 事 課 長

職員の旅費に関する条例等の運用方法について（通知）

職員の旅費に関する条例等の運用方法について（平成 1 0 年 3 月 2 7 日付け人第 1 3 6 1 号）の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 4 月 1 日からこれにより取り扱うこととしてください。

記

条例第 2 条関係（用語の定義）に次の 1 号を加える。

4 「採用」とは、地方公務員法第 1 5 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する採用（地方公務員法第 2 2 条の 2 に規定する職員の採用を除く。）及び臨時的任用をいう。

条例第 7 条関係（旅費の計算）に次の 1 号を加える。

8 7 の旅行に係る実費額には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和 3 1 年法律第 8 0 号）第 1 6 条第 3 項（同法附則第 5 条第 1 項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成 2 3 年法律第 5 4 号）第 3 2 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）を含むものとする。

なお、地方公共団体が管理する空港における同様の料金についても同じ扱いとする。

条例第 1 6 条関係（航空賃）2 を次のように改める。

2 「特別座席料金」とは、航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 1 0 5 条の規定に基づいて、定期航空運送事業者が定めた特別座席の料金をいう。

なお、普通座席の運賃を超える運賃を必要とする座席を利用する場合にあっては、その額と普通座席を利用するものとした場合の運賃との差額を特別座席料金として取り扱うものとする。

条例第 2 2 条関係（移転料）5（3）中「提出通知」の次に「又は採用のための関係手続に係る通知」を加える。

条例第 3 9 条関係（旅費の調整）1 3 を次のように改める。

13 外国旅行する際、旅行者から旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの）、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）並びに旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う旅客取扱施設利用料及び旅客保安サービス料に相当する額を支給できるものとし、当該支給額は、条例第34条に規定する旅行雑費として取り扱うこと。

なお、地方公共団体が管理する空港及び海外の空港において同様の料金を支払う場合にも同じ取扱いとすること。

担 当：給与担当

内 線：2439

職員の旅費に関する条例等の運用方法について(通知)の一部改正に関する新旧対照表

改 正 後	改 正 前
条例第2条関係（用語の意義） 1～3（略） <u>4 「採用」とは、地方公務員法第15条の2第1項第1号に規定する採用（地方公務員法第22条の2に規定する職員の採用を除く。）及び臨時的任用をいう。</u> 条例第7条関係（旅費の計算） 1～6（略） 7 旅行雑費の額に相当する額を日当として支給する旅行の場合を除き、旅行の出発地及び到着地から地図上の直線距離が100キロメートル以上である県外の地に旅行する場合の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃は、同一地域内における市町村役場（都道府県庁所在地においては都道府県庁）を目的地とみなして旅行した場合の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃により計算すること。 ただし、その鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃が、旅行に係る実費額に満たない場合で、その満たない額が、日当の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額を支給することができる。 <u>8 7の旅行に係る実費額には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）を含むものとする。</u> <u>なお、地方公共団体が管理する空港における同様の料金についても同じ扱いとする。</u> 条例第16条関係（航空賃） 1（略） 2 「特別座席料金」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第105条の	条例第2条関係（用語の意義） 1～3（略） （新設） 条例第7条関係（旅費の計算） 1～6（略） 7 旅行雑費の額に相当する額を日当として支給する旅行の場合を除き、旅行の出発地及び到着地から地図上の直線距離が100キロメートル以上である県外の地に旅行する場合の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃は、同一地域内における市町村役場（都道府県庁所在地においては都道府県庁）を目的地とみなして旅行した場合の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃により計算すること。 ただし、その鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃が、旅行に係る実費額に満たない場合で、その満たない額が、日当の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額を支給することができる。 条例第16条関係（航空賃） 1（略） 2 「特別座席料金」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第105条の

改 正 後	改 正 前
規定に基づいて、定期航空運送事業者が定めた特別座席の料金をいう。 <u>なお、普通座席の運賃を超える運賃を必要とする座席を利用する場合にあっては、その額と普通座席を利用するものとした場合の運賃との差額を特別座席料金として取り扱うものとする。</u> 3 (略) 条例第22条関係 (移転料) 1～4 (略) 5 新たに採用された職員については、次に掲げる通知を受けたときの居住地をもって旧在勤地とみなす。 (1) 小学校、中学校及び高等学校等の教員 (臨時的任用者を除く。) については、任用候補者名簿搭載の通知 (2) 警察官については、埼玉県警察学校への入校通知 (3) (1) 及び(2) 以外の職員については採用内定通知 (採用内定通知がない場合にあっては、採用のための関係書類の提出通知 <u>又は採用のための関係手続に係る通知</u>) 条例第39条関係 (旅費の調整) 13 外国旅行する際、旅行者 <u>から旅客取扱施設利用料 (空港法 (昭和31年法律第80号) 第16条第3項 (同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 (平成23年法律第54号) 第32条第2項において準用する場合を含む。)) の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの、国際線旅客サービス施設使用料 (成田国際空港株式会社が徴収するもの) 及び旅客施設使用料 (中部国際空港株式会社が徴収するもの) 並びに旅客保安サービス料 (成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの) を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う <u>旅客取扱施設利用料</u> 及び旅客保安サービス料に相当する額を支給できるものとし、当該支給額は、条例第34条に規定する旅行雑費として取り扱うこと。</u> なお、<u>地方公共団体が管理する空港及び</u>海外の空港において同様の料金を支払う場合にも同じ取扱いとすること。	規定に基づいて、定期航空運送事業者が定めた特別座席の料金をいう。 3 (略) 条例第22条関係 (移転料) 1～4 (略) 5 新たに採用された職員については、次に掲げる通知を受けたときの居住地をもって旧在勤地とみなす。 (1) 小学校、中学校及び高等学校等の教員 (臨時的任用者を除く。) については、任用候補者名簿搭載の通知 (2) 警察官については、埼玉県警察学校への入校通知 (3) (1) 及び(2) 以外の職員については採用内定通知 (採用内定通知がない場合にあっては、採用のための関係書類の提出通知) 条例第39条関係 (旅費の調整) 13 外国旅行する際、旅行者に <u>旅客サービス施設使用料 (成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社が徴収するもの、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに空港法 (昭和31年法律第80号) 第16条第3項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。)</u> 及び旅客保安サービス料 (成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社が徴収するもの並びに空港管理規則 (昭和27年運輸省令第44号) 第11条の規定に基づく保安料で旅行者が負担するものに限る。)) を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う <u>旅客サービス施設使用料</u> 及び旅客保安サービス料に相当する額を支給できるものとし、当該支給額は、条例第34条に規定する旅行雑費として取り扱うこと。 なお、海外の空港における同様の料金を支払う場合にも同じ取扱いとすること。